

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和二年三月九日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 村上健司

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	取消年月日
阿部すみえ	あべすみえ後援会	一、一二、三一
氏家 康太	海老名地域主権・地方分権研究会	一、一二、三一
江成 直士	江成直士後援会	一、一二、三一
柏木 徹	平塚改革元年	一、一二、三一
栄 裕明	栄裕明を励ます会	一、一二、三〇
鶴指 眞澄	海老名政策研究会	一、一二、三一
野田 毅	野田つよし後援会	一、一二、三一
檜垣 明宏	ひがき明宏後援会	一、一二、三一
福田 治	福田おさむ後援会	一、一二、三一

山口 裕子

ワイン&WIN

一、
一一、
一一一

渡辺 光雄

渡辺みつお後援会

一、
一一、
一一一